株式会社 TOKIUM

定　款

2026 年 10 月 16 日　最終改定

（2026 年 10 月 16 日　変更決議）

定　　款

第１章　総　則

（商　号）

第１条　当会社は、株式会社 TOKIUM と称し、英文では TOKIUM Inc.と表示する。

（目　的）

第２条　当会社は、次の事業を営むことを目的とする。

1　インターネット等のネットワークを利用した通信販売及び情報提供サービス

2　インターネット等の各種コンテンツの制作、販売及び提供

3　インターネットのホームページの企画、制作及び運用

4　コンピューター・ソフトウェアの開発、設計、販売、貸与及び保守

5　旅行業法に基づく旅行業

6　損害保険代理店業務

7　インターネット等のネットワークを利用した電子決済業務及び課金業務

8　会計、経理等の事務代行業務

9　有料職業紹介業

10　労働者派遣事業

11　銀行代理業

12　金融サービス仲介業

13　上記各号に附帯する一切の事業

（本店の所在地）

第３条　当会社は、本店を東京都中央区に置く。

（機関）

第４条　当会社は、株主総会及び取締役のほか、次の機関を置く。

1　取締役会

2　監査役

3　監査役会

4　会計監査人

（公告の方法）

第 5 条　当会社の公告は、電子公告とする。ただし、事故その他やむを得ない事由によって電子公告による公告をすることができない場合は、日本経済新聞に掲載して行う。

第２章　株　式

（発行可能株式総数）

第６条　当会社の発行可能株式総数は、3900 万株とする。

（単元株式数）

第７条　当会社の単元株式数は、100 株とする。

（単元未満株式についての権利）

第８条　当会社の株主は、その有する単元未満株式について、次に掲げる権利以外の権利を行使することができない。

(1)会社法第 189 条第 2 項各号に掲げる権利

(2)会社法第 166 条第 1 項の規定による請求をする権利

(3)株主の有する株式数に応じて募集株式の割当て及び募集新株予約権の割当てを受ける権利

（株主名簿管理人）

第９条　当会社は、株主名簿管理人を置く。

２　株主名簿管理人及びその事務取扱場所は、取締役会の決議によって定める。

３　当会社の株主名簿及び新株予約権原簿の作成並びに備置きその他の株主名簿及び新株予約権原簿に関する事務は、これを株主名簿管理人に委託し、当会社においては取り扱わない。

（株式取扱規程）

第 10 条　当会社の株式に関する取扱い及び手数料は、法令又は本定款のほか、取締役会において定める株式取扱規程による。

第３章　株主総会

（招集及び招集権者）

第 11 条　当会社の定時株主総会は、毎事業年度末日の翌日から３か月以内に招集し、臨時株主総会は、必要に応じて招集する。

２　株主総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、代表取締役がこれを招集する。代表取締役に事故又は支障があるときは、あらかじめ取締役会において定めた順序により、他の取締役がこれを招集する。

（定時株主総会の基準日）

第 12 条　当会社の定時株主総会の議決権の基準日は、毎年５月 31 日とする。

（議長）

第 13 条　株主総会の議長は、代表取締役がこれに当たる。

２　代表取締役に事故又は支障があるときは、あらかじめ取締役会において定めた順序により、他の取締役が議長になり、取締役全員に事故又は支障があるときは、株主総会にお

いて出席株主のうちから議長を選出する。

（決議の方法）

第 14 条　株主総会の決議は、法令又は定款に別段の定めがある場合を除き、出席した議決権を行使することができる株主の議決権の過半数をもって行う。

2　会社法第 309 条第 2 項に定める決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の 3 分の 1 以上を有する株主が出席し、その議決権の 3 分の 2 以上に当たる多数をもって行う。

（議決権の代理行使）

第 15 条　株主は、議決権を有する他の株主 1 名を代理人として、議決権を行使することができる。

2　前項の株主又は代理人は代理権を証明する書面を、株主総会ごとに当会社に提出しなければならない。

(電子提供措置等）

第 16 条　当会社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類等の内容である情報について、電子提供措置をとるものとする。

2　当会社は、電子提供措置をとる事項のうち法務省令で定めるものの全部又は一部について、議決権の基準日までに書面交付請求した株主に対して交付する書面に記載しないことができる。

（議事録）

第 17 条　株主総会における議事の経過の要領及びその結果その他法令に定める事項は、議事録に記載又は記録し、株主総会の日から１０年間本店に備え置く。

第４章　取締役及び取締役会

（取締役の員数）

第 18 条　当会社の取締役は、３名以上とする。

（取締役の選任）

第 19 条　当会社の取締役は、株主総会において、議決権を行使することができる株主の議決権の３分の１以上を有する株主が出席し、出席した当該株主の議決権の過半数の決議によって選任する。

２　前項の選任については、累積投票の方法によらない。

（取締役の任期）

第 20 条　取締役の任期は、選任後１年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結時までとする。

（代表取締役）

第 21 条　取締役会は、その決議によって代表取締役を選定する。

（取締役会の招集権者及び議長）

第 22 条　取締役会は、法令に別段の定めある場合を除き、代表取締役がこれを招集し、議長となる。

２　代表取締役に欠員又は事故があるときは、取締役会においてあらかじめ定めた順序に従い、他の取締役が取締役会を招集し、議長となる。

（取締役会の招集通知）

第 23 条　取締役会の招集通知は、会日の 3 日前までに各取締役及び各監査役に対して発する。但し、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。

2　取締役及び監査役の全員の同意があるときは、招集の手続を経ないで取締役会を開催することができる。

（取締役会の決議要件）

第 24 条　取締役会の決議は、議決に加わることができる取締役の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

（取締役会の決議の省略）

第 25 条　当会社は、会社法第 370 条の要件を充たしたときは、取締役会の決議があったものとみなす。

（取締役会規程）

第 26 条　取締役会に関する事項は，法令及び本定款のほか，取締役会において定める取締役会規程による。

（取締役に対する報酬等）

第 27 条　取締役に対する報酬、賞与その他の職務の執行の対価として当会社から受ける財産上の利益（以下「報酬等」という。）は、株主総会の決議により定める。

（取締役の責任免除及び責任限定）

第 28 条　当会社は、会社法第 426 条第 1 項の規定により、任務を怠ったことによる取締役（取締役であった者を含む。）の損害賠償責任を、法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる。

2　当会社は、会社法第 427 条第 1 項の規定により、取締役（業務執行取締役等であるものを除く。）との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。但し、当該契約に基づく責任の限度額は、法令が規定する最低責任限度額とする。

第 5 章　　監査役及び監査役会

（監査役の員数）

第 29 条　当会社の監査役は、3 名以上とする。

（監査役の選任方法）

第 30 条　監査役は、株主総会において選任する。

2　監査役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の 3 分の 1 以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。

（監査役の任期）

第 31 条　監査役の任期は、選任後 4 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。

2　任期の満了前に退任した監査役の補欠として選任された監査役の任期は、退任した監査役の任期の満了する時までとする。

（常勤の監査役）

第 32 条　　監査役会は、その決議によって常勤の監査役を選定する。

（監査役会の招集通知）

第 33 条　監査役会の招集通知は、会日の 3 日前までに各監査役に対して発する。但し、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。

2　監査役全員の同意があるときは、招集の手続を経ないで監査役会を開催することができる。

（監査役会規程）

第 34 条　監査役会に関する事項は、法令又は本定款のほか、監査役会において定める監査役会規程による。

（監査役の報酬等）

第 35 条　監査役の報酬等は、株主総会の決議によって定める。

（監査役の責任限定）

第 36 条　当会社は、会社法第 426 条第 1 項の規定により、任務を怠ったことによる監査役（監査役であった者を含む。）の損害賠償責任を、法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる。

2　当会社は、会社法第 427 条第 1 項の規定により、監査役との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。但し、当該契約に基づく責任の限度額は、法令が規定する最低責任限度額とする。

第 6 章　会計監査人

（会計監査人の選任方法）

第 37 条　会計監査人は、株主総会において選任する。

（会計監査人の任期）

第 38 条　会計監査人の任期は、選任後 1 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。

2　会計監査人は、前項の定時株主総会において別段の決議がなされなかったときは、当該定時株主総会において再任されたものとみなす。

（会計監査人の報酬等）

第 39 条　会計監査人の報酬等は、代表取締役が監査役会の同意を得て定める。

第７章　計　算

（事業年度）

第 40 条　当会社の事業年度は、毎年６月１日から翌年５月３１日までの年１期とする。

（剰余金の配当等の決定機関）

第 41 条　当会社は、剰余金の配当等会社法第 459 条第１項各号に定める事項については、法令に別段の定めのある場合を除き、株主総会の決議によらず取締役会の決議によって定める。

（剰余金の配当の基準日）

第 42 条　当会社の期末配当金の基準日は、毎年５月 31 日とする。

２当会社の中間配当の基準日は、毎年 11 月 30 日とする。

３前２項のほか、基準日を定めて剰余金の配当をすることができる。

（配当金の除斥期間）

第 43 条　配当財産が金銭である場合は、その支払開始の日から満３年を経過しても受領されないときは、当会社は、その支払の義務を免れるものとする。

第８章　附　則

（法令の準拠）

第 44 条　この定款に規定のない事項は、すべて会社法その他の関係法令に従う。

（電子提供措置等の効力発生日）

第45条　変更後定款第16条（電子提供措置等）の新設は、当会社が振替株式（社債、株式等の振替に関する法律に規定する振替株式）を発行する会社となった日から効力を生ずるものとする。

2　本条の規定は前項の効力発生日経過をもって、これを削除する。